

岐阜県公報

目次

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(国 際 課)	二
岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(医 療 整 備 課)	二
岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都 市 政 策 課)	二

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第七一号)
- 一 「旅券法」に基づく知事の権限に属する事務の一部を大垣市が処理することとするために、必要な事項を定めることとした。(別表第一関係)
 - 二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第七二号)
- 一 県立多治見病院の一般病床の病床数を五四二床から五六二床に、精神病床の病床数を二二〇床から四六床に変更することとした。(第二条関係)
 - 二 この条例は、平成二十二年三月一日から施行することとした。
- 岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第七三号)
- 一 「屋外広告物法」の規定に基づき、景観行政団体である美濃市が屋外広告物の規制等を定める条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとした。(第四九条関係)
 - 二 この条例の施行に伴い必要となる関係条例の規定の整理を行うこととした。(附則第二項関係)
 - 三 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

号外(一) 平成二十一年十二月二十二日

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十一年十二月二十二日

条 例

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十一号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の二の項中「揖斐川町」を「大垣市、揖斐川町」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行し、同日前に旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十二号

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表岐阜県立多治見病院の項中「五四〇床」を「五六二床」に、「二二〇床」を「四六六床」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年三月一日から施行する。

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十三号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の表中「多治見市」の下に「美濃市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正

（岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項中「多治見市」の下に「美濃市」を加える。